

福 島 県 報

目 次

福島県監査委員

○監査公表六件

福島県監査委員

監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成21年2月6日

福島県監査委員 小松山 善 美 継
福島県監査委員 加 藤 雅 美
福島県監査委員 野 崎 直 実
福島県監査委員 高 野 宏 之

- 1 監査実施期間 平成20年9月16日～平成20年12月24日
- 2 監査対象機関 本庁15箇所、公所20箇所
- 3 監査の結果
監査は、平成19会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 知事直轄

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
知事直轄	平成20年9月16日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成20年8月26日

監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
総務部	平成20年9月16日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成20年8月19日 ～ 平成20年8月25日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

・職員手当の支給に適切でないものがある。

「事実」

1 通勤経路を変更した職員Aほか1名に係る通勤手当について、1か月の通勤手当の合計が58,000円以下である場合は、変更した交通機関等のみを認定すべきであるにもかかわらず、すべての交通機関等を変更したため、過支給となっている。

正当支給額 770,050円
既支給額 875,370円
過支給額 105,320円

2 休日に勤務した職員Bほか3名について、正規の勤務時間以外の時間も一括休日給で支給したため、超過勤務手当が不足支給となっている。

正当支給額 503,559円
既支給額 493,305円
不足支給額 10,254円

「是正・改善等の意見」

職員手当の支給に当たっては、支給要件等を十分確認の上、チェック体制を確立し、適正に行うこと。

(旧人事領域)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・委託料の支出負担行為について、契約締結時に出納機関の確認を受けていない。(旧人事領域)

・通勤手当が過支給(1人113,730円)、休日給が不足支給(2人33,630円)、超過勤務手当が不足支給(2人31,506円)となっている。(旧文書管財領域)

(3) 企画調整部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日

企画調整部	平成20年10月14日	加藤 雅美	野崎 直実	実地監査	平成20年9月9日 ～ 平成20年9月12日
-------	-------------	-------	-------	------	------------------------------

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・通勤手当の返納を、戻入手続で処理すべきところ、雑入で収入している。(旧企画調整総務領域)
- ・福島空港戦略的利用拡大事業の負担金について、平成18年度事業の精算を失念し、平成19年度に精算を行っている。(旧空港領域)

(4) 生活環境部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
生活環境部	平成20年10月16日	加藤 雅美 野崎 直実	実地監査	平成20年9月9日 ～ 平成20年9月16日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・委託契約に定められた書面による承諾手続なしに、再委託を認めている。(旧県民安全領域)
- ・行政財産の土地使用料の算出単価適用誤りにより、過大調定(過大使用料額82,730円)となっている。(旧環境共生領域)
- ・単身赴任手当が不足支給(1人18,000円)となっている。(旧環境共生領域)
- ・補助金の変更支出負担行為について、変更交付決定時に出納機関の確認を受けていない。(旧環境保全領域)

(5) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
保健福祉部	平成20年10月17日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成20年9月9日 ～ 平成20年9月19日
保健福祉部 (旧希望ヶ丘)	平成20年10月17日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成20年9月19日

ホーム)					
総合療育センター	平成20年11月19日	加藤 雅美	野崎 直実	実地監査	平成20年10月10日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・平成16年に登録番号を変更し、平成18年2月に廃棄した車両ほか1台について、自動車登録一覧表の修正を行わないまま、処分確認から相当期間経過後の平成20年8月に同登録一覧表から削除している。また、平成18年2月に廃棄した車両の不用決定を、廃棄後の平成19年4月に行っている。(旧保健福祉総務領域)
- ・補助事業の状況報告が、上半期については2か月経過後に提出され、下半期分については調査時まで提出させていない。(旧生活福祉領域)
- ・雑入及び母子寡婦福祉資金貸付金元収入等が収入未済(300件25,255,961円)となっている。(旧自立支援領域)
- ・通勤手当が不足支給(1人13,732円)となっている。(旧自立支援領域)
- ・委託料の支出負担行為について、契約締結時に出納機関の確認を受けていない。また、補助金の支出負担行為について、変更支出負担行為時に出納機関の確認を受けていない。(旧自立支援領域)
- ・補助事業の実績報告が、提出期限を大幅に遅れて提出されている。(旧自立支援領域)
- ・保健師等修学資金貸付金元収入及び理学療法士等修学資金貸付金元収入等が収入未済(45件1,014,260円)となっている。(旧健康衛生領域)
- ・住居手当が不足支給(1人27,000円)、超過勤務手当が過支給(1人2,418円)となっている。(旧希望ヶ丘ホーム)
- ・超過勤務手当が過支給(1人5,258円)、不足支給(3人25,806円)となっている。(総合療育センター)

(6) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
商工労働部	平成20年10月15日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成20年9月16日 ～ 平成20年9月19日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 扶養手当が過支給（1人13,000円）、超過勤務手当が過支給（2人8,328円）となっている。（旧商工総務領域）
- ・ 住居手当の支払遅延があった。（旧地域経済領域）
- ・ 週休日の振替が適切でない。（旧地域経済領域）

(7) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
農林水産部	平成20年10月20日	加藤 雅美 野崎 直実	実地監査	平成20年9月9日 ～ 平成20年9月19日
水産事務所	平成20年11月19日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成20年10月10日
県中家畜保健衛生所	平成20年12月3日	小松山善継 高野 宏之	書面監査	平成20年10月15日
林業研究センター	平成20年11月26日	加藤 雅美 野崎 直実	書面監査	平成20年10月15日
水産試験場	平成20年11月20日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成20年10月9日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 超過勤務手当が過支給（2人4,537円）、不足支給（4人25,943円）となっている。（旧農林総務領域）
 - ・ 超過勤務手当が不足支給（3人15,074円）となっている。（旧生産流通領域）
 - ・ 工事の設計積算において、共通仮設費の計上誤りにより、過大積算（550,200円）となっている。（旧森林林業領域）
 - ・ 扶養手当が過支給（1人52,000円）となっている。（県中家畜保健衛生所）
 - ・ 通勤手当が過支給（1人32,360円）となっている。（林業研究センター）
- 上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(8) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
土木部	平成20年9月18日	加藤 雅美 野崎 直実	実地監査	平成20年8月19日 ～ 平成20年8月28日

福島空港事務所	平成20年12月24日	加藤 雅美 野崎 直実	書面監査	平成20年10月16日
---------	-------------	----------------	------	-------------

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指導事項

- ・ 週休日の割振りに適切でないものがある。

「事実」

公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員について週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日を割振らなければならないが、下記1又は2の休日と割振るべき週休日が重なる日について週休日を割振らなかつたことから、職員16名について8日の週休日が割振られていない4週間ごとの期間がある。

- 1 「国民の祝日に関する法律」で定める休日
- 2 「福島県の休日を定める条例」第1条第1項第3号で定める休日
「是正・改善等の意見」

週休日及び勤務時間の割振りに当たっては、関係規程を十分確認の上、適正に行うこと。
(福島空港事務所)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 土木建設事業の市町村負担金の変更について、関係市町村及び関係公所長への通知が速やかになされていない。（旧土木総務領域）
- ・ 工事の支出負担行為について、変更契約締結時に収納機関の確認を受けていない。（旧土木総務領域）
- ・ 新幹線利用職員の定期券の写しが保存されていない。（旧企画技術領域）
- ・ 超過勤務手当が過支給（2人5,999円）、不足支給（1人14,470円）、夜勤手当が過支給（1人532円）となっている。（旧企画技術領域）
- ・ 週休日の振替が適切でない。（旧企画技術領域）
- ・ 工事の設計積算において、産業廃棄物の処分費等の未計上により、過小積算（168,000円）となっている。（旧河川港湾領域）
- ・ 空港使用料について、甲株式会社に係る平成19年10月分の調定を翌月上旬に行うべきところ、その一部を12月下旬に調定している。（福島空港事務所）
- ・ 福島空港消防警備業務の受託業者から提出された委託業務に関する実績報告書の大部分（平成19年4月分～平成20年2月分）が、紛失している。（福島空港事務所）

(9) 出納局

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
出納局	平成20年9月19日	小松山善継	高野 宏之 実地監査	平成20年8月27日

監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(10) 教育庁

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
教育庁	平成20年9月17日	小松山善継	高野 宏之 実地監査	平成20年8月19日 ～ 平成20年8月26日
県南教育事務所	平成20年11月20日	加藤 雅美	野崎 直実 実地監査	平成20年10月9日
いわき教育事務所	平成20年11月19日	小松山善継	高野 宏之 実地監査	平成20年10月9日
教育センター	平成20年11月19日	加藤 雅美	野崎 直実 実地監査	平成20年10月9日
養護教育センター	平成20年12月3日	小松山善継	高野 宏之 書面監査	平成20年10月17日
岩瀬農業高等学校	平成20年11月20日	加藤 雅美	野崎 直実 実地監査	平成20年10月15日
白河実業高等学校	平成20年11月26日	加藤 雅美	野崎 直実 書面監査	平成20年10月17日
東白川農商高等学校	平成20年11月20日	加藤 雅美	野崎 直実 実地監査	平成20年10月10日
いわき流星高等学校	平成20年12月3日	小松山善継	高野 宏之 書面監査	平成20年10月17日
勿来工業高等学校	平成20年12月3日	小松山善継	高野 宏之 書面監査	平成20年10月16日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。
- 指摘事項
 - ・ 給料の調整額の支給事務に適切でないものがある。

「事実」

教員 A の給料調整額について、平成18年度は受給対象外になったにもかかわらず、事務手続を失念して1年間支給し続けた。また、この事実が平

成19年11月に判明したが、返納額の調定を平成20年2月に行っており、大幅に遅延している。

- 1 誤支給期間 平成18年4月～平成19年3月
- 2 返納額383,729円
- 3 調定年月日 平成20年2月15日

「是正・改善の意見」

給料の調整額の支給に当たっては、支給要件を十分確認の上、適正に行うこと。

(県南教育事務所)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
- 指導事項
 - ・ 報酬の支払漏れ（1人8,900円）がある。（旧生涯学習領域）
 - ・ 休日の代休日の指定及び週休日の振替が適切でない。（旧教育指導領域）
 - ・ 週休日の振替が適切でない。（いわき教育事務所）
 - ・ 生産物売払いのための物品売払調書が作成されていない。（白河実業高等学校）

- 検討事項としたものは下記のとおり。

・ 県立高等学校の寄宿舎のあり方について、検討することを求めた。

福島明成高等学校は、本県の農業経営者養成の中核校として寄宿舎教育を実施してきたが、教育環境等の変化により寄宿舎の利用が減少している一方、その管理には毎年多額の経費を要しており、さらに、今後耐震補強工事などの経費も少なからず予想されるところである。

については、同校をはじめ、同様の状況にあると考えられる県立高等学校の寄宿舎のあり方について検討する必要がある。

(旧教育振興領域・旧教育指導領域)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(11) 警察本部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
警察本部	平成20年9月12日	加藤 雅美	野崎 直実 実地監査	平成20年8月19日 ～ 平成20年8月26日
福島警察署	平成20年11月19日	加藤 雅美	野崎 直実 実地監査	平成20年10月9日
福島北警察署	平成20年11月26日	加藤 雅美	野崎 直実 書面監査	平成20年10月15日

白河警察署	平成20年11月26日	加藤 雅美	野崎 直実	書面監査	平成20年10月16日
いわき中央警察署	平成20年11月20日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成20年10月10日

監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(12) 議会事務局

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
議会事務局	平成20年9月19日	加藤 雅美 野崎 直実	実地監査	平成20年8月27日

監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(13) 監査委員事務局

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
監査委員事務局	平成20年9月19日	加藤 雅美 野崎 直実	実地監査	平成20年8月28日

監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(14) 人事委員会事務局

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
人事委員会事務局	平成20年9月19日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成20年8月26日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
 指導事項
 ・ 週休日の振替が適切でない。(人事委員会事務局)

(15) 労働委員会事務局

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
労働委員会事務局	平成20年9月19日	加藤 雅美 野崎 直実	実地監査	平成20年8月28日

監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

監査公表第2号

平成20年9月26日監査公表第20号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。
 平成21年2月6日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 20 財 第 2396 号
 平成20年10月28日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県知事 佐藤 雄平 印

定期監査に係る措置状況について (通知)

平成20年9月9日付け20福監第118号で報告のありましたこのことについて別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

- 1 監査対象
 浜高等技術専門学校 (本庁検討)
- 2 検討事項及び措置の状況について

検 討 事 項	措 置 状 況
行政財産の使用許可(一時使用)における使用料の免除について検討を要するものがある。 (検討すべき事項) 浜高等技術専門学校においては、甲協会が全県で実施する各種技能検定の当該地区における試験や管内の自動車関連団体乙が主催する研修会等の会場として教室等の使用許可(一時使用)をしているが、使用料については、従来から「公共的団体その他の団体が文化、体育等の活動で一時使用する」とき(利益をある。	1 本来有償とすべきにもかかわらず全額免除していた許可件数(平成19年度) (1) 郡山高等技術専門学校 6件 (2) 会津高等技術専門学校 2件 (3) 浜高等技術専門学校 6件 合 計 14件

<p>げない場合に限る。)」（行政財産の使用許可基準第1の2の7）に該当するとして全額免除としてきた。この取扱いはいは法人が当該校の事務事業に密接に関連しているなどの背景もあって、当初の使用許可における免除の取扱いが代々見直されることなく踏襲されてきたと考えられる。</p> <p>また、郡山高等技術専門学校においても、社団法人内が実施する溶接技能試験に伴う行政財産の使用許可について、使用料免除に該当しないにもかかわらず免除していた事実がある。</p> <p>については、各高等技術専門学校における行政財産使用許可（一時使用）における使用料免除について、本来免除すべきでないにもかかわらず免除外としていた事案がどの程度あるのか速やかに調査するとともに、今後の各校における行政財産の一時使用における取扱いについて、齟齬が生じないよう関係部局とも協議の上、所管部として対応を検討する必要がある。また、各種技能検定においては当該校の学生が受検する場合もあり、その場合の免除の考え方についても併せて検討する必要がある。</p>	<p>※行政財産許可事項にあたらなものの（平成19年度）</p> <p>(1) 会津高等技術専門学校 1件</p> <p>2 今後の行政財産の一時使用の取扱いの検討について 上記1の調査を踏まえ、今後、行政財産の使用許可及び使用料の免除については、公有財産規則及び行政財産使用許可基準に基づき適切に処理するよう、各高等技術専門学校に対し周知徹底していく。</p> <p>3 高等技術専門学校の学生が受検する場合の免除の考え方の検討について 授業の一環として実施する場合を除き、参加者の一部又は全部が学生である場合であっても、行政財産使用許可基準に基づき許可するものとする。</p>
--	--

<p>1 監査対象 南会津建設事務所（本庁検討）</p> <p>2 検討事項及び措置の状況について</p>	<p>検 討 事 項</p> <p>橋梁補修工事において、RC巻立て工法の施工方法に検討を要するものがある。 （検討すべき事項） 橋梁補修工事（国道121号線山王大橋）は、「緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム」に基づき、RC巻立て工法によりコンクリート橋脚の耐震補強工事を行ったもので</p>	<p>措 置 状 況</p> <p>平成17年度から平成19年度に、山王大橋と同じ工法であるRC巻立て工法で耐震補強を実施した橋梁は、山王大橋を含めて28橋あり、</p>
---	--	---

<p>あるが、コンクリート打設表面部に多くのひび割れが確認された。</p> <p>工事名 : 橋りょう補修工事 工事施工箇所 : 南会津郡南会津町糸沢地内（山王大橋） 請負金額 : 37,576,350円</p> <p>この工事は、他の現場でも多く採用されている耐震補強工法であるが、設計及び現場施工の様々な条件が複合してひび割れが生じたものと考えられ、その原因究明と対応策について検討が必要である。</p>	<p>7橋で0.2mm以上のひび割れが確認された。</p> <p>コンクリート工学の専門家による山王大橋等の現地調査及び施工資料調査の結果、乾燥収縮によるひび割れであることが判明した。</p> <p>本ひび割れは、橋梁本体の構造や耐震に関する安全性に影響はなないものと考えられる。</p> <p>ひび割れ幅の大きい箇所については、雨水の浸透等長期的な耐久性に影響を及ぼす懸念があり、補修を行うこととした。</p> <p>山王大橋外1橋については平成20年9月30日までに補修を完了した。ひび割れ幅が小さく長期的な耐久性に問題のないその他の5橋については経過観察とする。</p> <p>なお、各建設事務所にRC巻立て工法のひび割れ抑制対策について文書で通知し、今後の施工に留意するよう指導を行った。 （補修完了年月日） 山王大橋（南会津）平成20年9月17日 岩根橋（県南）平成20年9月30日</p>
--	--

監査公表第3号

平成20年9月26日監査公表第20号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成21年2月6日

福島県監査委員 小松山 善 継
福島県監査委員 加藤 雅 美
福島県監査委員 野崎 直 実
福島県監査委員 高野 宏 之
20 教 財 第 469 号
平成20年10月31日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美 様
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県教育委員会委員長 印

定期監査の結果について (通知)

平成20年9月9日付け20福監第118号で報告のありました定期監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

美術館

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>絵はがき販売業務に適正を欠き適切でないものがある。</p> <p>「事実」 美術館で作成した絵はがきを、いったん美術館を支援する目的で設立されたNPO法人甲に原価で売却し、同法人と当該絵はがきに係る販売受託契約（平成19年11月30日契約、受託期間平成19年12月1日～平成20年3月31日）を締結し、従前同様、美術館が販売している。</p>	<p>左記の指摘事項については、次のとおり事務処理を行います。</p> <p>絵はがき販売業務の適正な事務執行を図るため、NPO法人との受託契約を解除し、NPO法人から絵はがきを買い戻すとともに既に販売された絵はがきによってNPO法人が得た利益については県に戻してもらうことで原状の回復を図ることといたします。</p> <p>なお、今後の絵はがき販売については、十分なチェックを行い適正さを欠くことがないように努めてまいります。</p>
<p>企画展事業に係る収入で遅延しているものがある。</p> <p>「事実」 平成19年11月20日から平成20年1月20日まで実施した企画展「生誕100年斎藤清展（実行委員会 斎藤清画伯顕彰協議会、美術館）」について、速やかに精算を行い、直ちに調定を行うべきところ、3か月以上遅延して平成20年度収入となっている。</p>	<p>左記の指摘事項については、次のとおり内部牽制機能強化を図りました。</p> <p>今後は、実行委員会の精算を速やかに行い、関係規程に基づき調定事務の適正執行を図るとともに、職員相互の確認体制及び管理職員によるチェックを徹底し、県歳入</p>

1 調定年月日 平成20年4月22日
 2 調定額 5,079,988円

の早期収入に努めます。

監査公表第4号

平成20年11月7日監査公表第23号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成21年2月6日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之

20 財 第 2671 号
 平成20年11月28日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美 様
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県知事 佐藤 雄平 印

定期監査に係る措置状況について (通知)

平成20年10月28日付け20福監第144号で報告のありましたこのことについて別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

- 1 監査対象
 県北地方振興局
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>地域づくり総合支援事業の補助事業者に対する指導及び成果確認が不適切である。</p> <p>「事実」 1 地域づくり総合支援事業（ふくしまふれあいカレッジ設置事業）の事業主体甲は、当該事業の収入の柱の一つである受講料収入の一部を無料とする事業の変更を行ったが、当該事業の変更には、県の速やかな承認が必要であったにもかかわらず、甲は当</p>	<p>今後、地域づくり総合支援事業の執行に当たっては、補助事業者にあらかじめ関係規定について十分理解させるとともに、適切な指導に努めます。</p> <p>（左記事実に関する措置状況） 1 事業変更申請があった場合、その経緯、事務手続等を十分に確認し、適正な事務執行に努め</p>

<p>該事業がほぼ終了した年度末間近に変更承認申請を行い、更に県は事業変更に至る経緯、事務手続等を十分に確認することなく、補助金を交付している。</p> <p>2 地域づくり総合支援事業（見つけよう・ふれあう親子のころ）について、補助対象外経費の是非について検証することなく、補助金を交付している。</p>	<p>ます。</p> <p>なお、平成20年度地域づくり総合支援事業の補助事業者各位に対しては、補助金の交付に係る事務の適正な執行に努めるよう周知しました。</p> <p>2 補助対象外経費の是非についての検証をし、適正な事務執行に努めます。</p> <p>なお、当該事業は平成20年度も補助対象となっており、補助金の交付に係る事務の適正な執行に努めるよう指導しました。</p>	
<p>1 監査対象 会津地方振興局</p> <p>2 指摘事項及び措置の状況について</p>	<p>指 摘 事 項</p> <p>入札の事務手続に適切でないものがある。</p> <p>「事実」 平成19年3月29日に実施した平成19年度会津若松合同庁舎等維持管理業務委託指名競争入札（13社指名 7社応札）において、見積内訳書の提示（提示がない場合当該入札は無効）を条件として入札を行い、最低価格である甲株式会社を落札者として決定したが、その後、乙株式会社代理人から入札の条件である見積内訳書の提示がないのではないかとこの指摘があり、書類を確認したところ、乙株式会社以外は見積内訳書の提出がないことが判明、落札決定を取り消し、当該入札を無効とし、4月10日に改めて指名競争入札を行った。</p> <p>なお、年間契約が成立するまでの間（平成19年4月1日～4月15日）は、平成18年度契約者と単独随意契約を行った。</p>	<p>措 置 状 況</p> <p>今後は、契約事務に不備が生じないよう関係書類の確認と、充分なチェックを行い適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

<p>1 監査対象 会津地方振興局</p> <p>2 指摘事項及び措置の状況について</p>	<p>指 摘 事 項</p> <p>収入事務において、内部牽制が機能していない。</p> <p>「事実」 1 行政財産（土地）使用料及び普通財産（土地）貸付料については、前年度監査において調定の欠落を指導されたところであるが、平成19年度及び平成20年度に係る行政財産（土地・建物）使用料及び普通財産（土地）貸付料について、収入原因が発生した4月1日に行わなければならない調定を5月に行っている。</p> <p>2 前年度監査で指導された毎月調定すべき行政財産使用許可に係る管理経費（電気、ガス、水道、下水道）について、甲ほか2法人に対して、平成19年5月分から平成20年1月分までの9か月分を平成20年2月25日に調定（納期限 平成20年3月10日）している。</p> <p>甲法人 23,337円 乙法人 11,609円 丙法人 1,362円</p>	<p>措 置 状 況</p> <p>今後は、関係規程に基づき適正に事務を執行するとともに、調定の欠落や遅延の未然防止のため、毎月上席者がチェックシートによるチェックを実施することとし、内部牽制の強化に努めます。</p>
<p>1 監査対象 県北保健福祉事務所</p> <p>2 指摘事項及び措置の状況について</p>	<p>指 摘 事 項</p> <p>物品の調達において著しく計画性を欠いたものがある。</p>	<p>措 置 状 況</p>

<p>「事実」 平成20年3月のコピー用紙の購入数量は、535箱となっているが、これは、平成19年度における年間使用数量を大幅に超えるもので、著しく計画性を欠いたものとなっている。</p>	<p>今後は、物品の調達に当たり、定期的に所用見込みを確認することにより計画的執行を確保し、経費節減と併せて一層適正な事務執行に努めてまいります。</p>
--	---

- 1 監査対象
県北建設事務所
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>河川敷占用料の調定取消等の事務処理に適切でないものがある。 「事実」 平成19年度（現年度分）の河川敷占用料について、納入義務者（占用者）が甲株式会社から乙株式会社に、また株式会社丙から株式会社丁にそれぞれ変更されていたにもかかわらず、変更前の法人名で調定を行い、納付書を交付したことに気付かず、平成20年3月31日になって当初の調定取消と4月1日に遡及して新たな調定を行っている。 （調定の状況） 甲株式会社（乙株式会社） 2件 95,750円 株式会社丙（株式会社丁） 1件 16,000円 計 3件 111,750円</p>	<p>今後は、納入義務者についての変更状況を確実に把握するとともに、調定時のチェックを徹底し、併せて納入状況を適時に確認することにより、収入事務の適正な執行に努めてまいります。 なお、今回指摘のあった乙株式会社については平成20年4月25日に、株式会社丁については平成20年4月17日に納入されています。</p>

- 1 監査対象
県南建設事務所
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況

<p>廃川敷の譲渡手続に特別な理由のないまま著しく遅れているものがある。 「事実」 久慈川水系渡瀬川に係る廃川敷を処分するため、隣地所有者A外2名と譲渡契約を締結し、譲渡代金を平成19年11月に受領しているが、契約で譲渡代金を受領後14日以内に土地の引渡しをし、所有権移転手続に必要な登記承諾書の交付を行うことになっているにもかかわらず、調査日現在行われていない。</p>	<p>A外2名から所有権移転登記手続の申し出があり、平成20年9月4日付けで福島県が代位して所有権移転登記手続を行い、譲渡契約締結に基づく手続を完了しました。 今後はこのようなことがないよう適正な事務執行に努めます。</p>
--	--

- 1 監査対象
小名浜港湾建設事務所
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>歳入の調定時期に適切でないものがある。 「事実」 小名浜港臨港道路1号線の電線等道路横断埋設工事に係る負担金について、甲株式会社及び乙株式会社との費用負担協定締結後直ちに調定すべきところ、工事費確定後としたため3か月以上遅延している。 1 協定締結年月日 当初協定 平成19年12月10日 負担額 甲株式会社 3,332,000円 乙株式会社 2,620,000円 変更協定 平成20年3月14日 負担額 甲株式会社 3,291,000円 乙株式会社 2,588,000円 2 歳入調定 調定年月日 平成20年3月14日 調定額 甲株式会社 3,291,000円 乙株式会社 2,588,000円 納期限 平成20年4月4日 収入年月日</p>	<p>今後事業実施に伴い負担金を徴収するに当たっては、関係する各課が緊密に連絡を取り、費用負担協定締結後、直ちに調定を行い、負担金の早期収入に努めてまいります。</p>

甲株式会社	平成20年3月31日
乙株式会社	平成20年4月4日

監査公表第5号

平成20年11月7日監査公表第23号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成21年2月6日

福島県監査委員	小松山 善 継	福島県監査委員	小松山 善 継
福島県監査委員	加 藤 雅 美	福島県監査委員	加 藤 雅 美
福島県監査委員	野 崎 直 実	福島県監査委員	野 崎 直 実
福島県監査委員	高 野 宏 之	福島県監査委員	高 野 宏 之
		20 教 財 第 584 号	
		平成20年11月28日	

福島県教育委員会委員長 ㊦

定期監査の結果について（通知）

平成20年10月28日付け20福監第144号で報告のありました定期監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

県北教育事務所

指 摘 事 項	措 置 状 況
職員手当の支給に適切でないものがある。	左記の指摘事項については、次のとおり追給及び返納の処理を行いました。 今後は、職員相互の確認体制を万全のものとし、事務の進捗管理と点検確認を行うとともに、管理職員によるチェックを徹底してまいります。
「事実」 1 交通機関等利用職員Aに係る通勤手当	1 について

<p>について、6か月の定期券で認定すべきところ、3か月定期券で認定したため過支給となっている。</p> <p>正当支給額 130,800円 既支給額 138,080円 過支給額 7,280円</p> <p>2 職員Bに係る超過勤務手当について、20年3月分の実績集計ミスにより不足支給となっている。</p> <p>正当支給額 100,641円 既支給額 75,910円 不足支給額 24,731円</p> <p>3 職員C外3名に係る超過勤務手当について、支給割合を100分の125で支給すべきところ、100分の135で支給したため過支給となっている。</p> <p>正当支給額 273,083円 既支給額 344,422円 過支給額 71,339円</p> <p>4 職員C外4名について、週を超過して週休振替をしているにもかかわらず、100分の25の超過勤務手当を支給していない。</p> <p>正当支給額 84,164円 既支給額 0円 不足支給額 84,164円</p> <p>5 借家から自宅に変更した（平成18年12月20日）職員Dに係る住居手当について、自宅等職員の手当を平成19年1月から支給すべきところ、4月から支給しているため不足支給となっている。</p> <p>正当支給額 10,500円 既支給額 0円 不足支給額 10,500円</p>	<p>平成20年9月11日に返納処理を完了しました。</p> <p>2 について 平成20年8月29日に追給処理を完了しました。</p> <p>3 について 平成20年9月22日までに返納処理を完了しました。</p> <p>4 について 平成20年11月28日に追給処理を完了しました。</p> <p>5 について 平成20年9月22日に追給処理を完了しました。</p>
--	---

監査公表第6号

地方自治法第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成19年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県教育委員会委員長から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年2月6日

福島県監査委員 小松山 善 雅 美 継
 福島県監査委員 加 藤 直 美
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 20 教 財 第 501 号
 平成20年12月15日

福島県監査委員 小松山 善 雅 美 継
 福島県監査委員 加 藤 直 美
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県教育委員会委員長 印

平成19年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について (通知)
 このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

平成19年度包括外部監査の結果に対する措置の状況
 (県立図書館、美術館及び博物館について)

施設名	項目名	指摘事項の内容 (要旨)	措置の状況
図書館	不要物品 (P12～13)	使用不可及及び売払い不可の物品については、安全面及びコスト面から、早急に不用の決定を行い、廃棄すべきである。	館内における全ての物品の使用状況等の確認を行い、使用不可及及び売払い不可の物品19点について不用の決定を行った。
	物品管理簿 (P13)	物品管理簿とそれに対応して備品にはられる標識に、番号の相違するものがあるもので、是正を要する。	物品管理簿と現物を照合し、相違のあったもの340点について、物品管理簿、標識の修正を行った。
	図書の廃棄手続 (P13～15)	福島県立図書館資料除籍要綱によれば、不明が確認されてから5年以上経過した書籍については除籍することになっているが、いまだ除籍されていないものが	除籍期限の到来した不明蔵書1,372冊について、要綱に基づき除籍を行った。

美術館	チケット販売 (P24～25)	委託契約 (P25～26)	行政財産の使用許可 (P29)
	地方自治法施行令第158条の規定に基づき、チケットの販売を私人に委託しているが、同条第2項で定められている私人に委託した旨の告示、チケット売場での当該表示を設置していないので、是正を要する。	空調設備の保守点検業務契約は、開館以来、設備機器の内容を最も熟知していることを理由に、当該空調施設の施工業者と随意契約を締結していたが、設置者である県は、責任と自覚を持って具有施設を管理しなければならず、このケースにおいては、随意契約の理由は立たず、競争入札によって受託業者を選定すべきである。	レストラン営業に係る行政財産の使用許可は、年間を通した許可であり、財務規則第39条第1号の規定に基づき、通常は4月末日を期限とすべきであるが、平成18年の4月末日は日曜日であり、同条ただし書により翌日の5月1日(月)を納期限としなければならなかったが、4月28日(金)を納期限としていた。単純なミスとの説明があったが、
	美術館の総合受付に、観覧料の徴収を業者に委託している旨の表示を設置するとともに、平成20年5月2日付けの県報において告示した。	平成19年度においては、契約方法を指名競争入札に改めた。	納期限の設定については、今後、誤りのないよう十分に注意する。

博物館	不用物品 (P36)	その設定には慎重を期さなければならぬ。 使用不可及び売払い不可の物品を保有し続けている。	
	物品管理簿 (P36)	取得金額が100万円以上である物品については、「物品（重要）登録一覧表」に掲載すべきであるが、「物品管理簿」（取得金額が100万円未満を対象）にも重複して掲載していた。	館内における全ての物品の使用状況等の確認を行い、指摘のあった2点を含め、使用不可及び売払い不可の物品について不用の決定、廃棄処分を行った。
	観覧料免除 (P41～45)	観覧料免除申請書の提出期限については、福島県立博物館条例施行規則で観覧日の3日前と規定しているにかかわらず、博物館のホームページに掲載されていた免除申請書においては、提出期限を1週間前としていた。	平成20年5月1日より、「観覧料免除申請書」裏面の記載要領中の申請方法を「観覧日の3日前までに」と改め、条例施行規則と整合させた。